

平成22年 No.42

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程

制定理由

「教員養成教育の評価等に関する調査研究」に従事する学長のリーダーシップによる戦略的配置教員について、専ら同調査研究に従事させるため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成22年 9 月 8 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成22年 9 月 9 日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成22年規程第28号

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員の任期に関する規程（平成12年規程第13号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部改正について

改正理由：「教員養成教育の評価等に関する調査研究」に従事する学長のリーダーシップによる戦略的配置教員について、専ら同調査研究に従事させるため、所要の改正を行うものである。

改

正

〔省略〕

別表

教育研究組織の 名称等	対象と なる職	任期	再任に関 する事項	根拠
〔省略〕				
<u>教員養成教育の 評価等に関する 調査研究担当</u>	教授， 准教授， 講師	4年	再任不可	法第4条第1項 第3号

〔省略〕

附 則

1

この規程は平成22年9月9日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2

教員養成教育の評価等に関する調査研究担当教員について、採用等の事由が年度の途中で生じたことにより、年度の途中から任期が開始される場合の任期は、採用の日の属する年度を1年として取り扱うこととする。

現

行

〔省略〕

別表

教育研究組織の 名称等	対象と なる職	任期	再任に関 する事項	根拠
〔省略〕				
<u>教員養成カリキ ュラム開発研究 センター</u> (<u>教員養成教育 の評価等に関す る調査研究</u>)	教授， 准教授， 講師	4年	再任不可	法第4条第1項 第3号

〔省略〕